

告 示

埼玉県労働委員会告示第一号

埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県労働委員会会長 野 崎 正

埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示
埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程（平成十三年埼玉県労働委員
会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「埼玉県県民生活部県政情報センター所長」を「埼玉県総務部文書課長」
に改める。

第二条中「埼玉県県民生活部県政情報センター」を「埼玉県総務部文書課」に改
める。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。